

消 防 参 第 8 7 号  
消 防 応 第 8 5 号  
平成 1 9 年 6 月 2 5 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部  
参 事 官

消防庁国民保護・防災部  
応 急 対 策 室 長

総務省消防庁所有の大型除染システム車等の配備について

標記について、平成 1 9 年 4 月 1 2 日付け事務連絡にて概要をお知らせしたところですが、詳細が下記のとおり決定しました。各都道府県におかれましては、大型除染システム等の機能を活用する必要がある災害について、出動要請等に遺漏のないよう配慮をお願いします。(別添 1 参照)

なお、本件につきまして、貴都道府県下の消防本部への周知をお願いします。

記

- 1 無償使用資機材  
大型除染システム車
- 2 無償使用消防本部
  - (1) 札幌市消防局
  - (2) 東京消防庁
  - (3) 名古屋市消防局
  - (4) 大阪市消防局
  - (5) 福岡市消防局
- 3 無償使用の根拠
  - (1) 消防組織法第 5 0 条  
(別添 2 参照)
  - (2) 緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に無償使用させる消防用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する省令（平成 1 6 年総務省令第 4 7 号）（別添 3 参照）

4 無償使用開始予定日

平成19年6月25日

※各消防本部にて習熟訓練終了後に正式運用予定

5 資機材の概要

別添4のとおり

6 その他

消防庁では、国民保護の充実の視点から、特別高度救助隊及び高度救助隊を配置する消防本部に、生物・化学災害初動対応用検知部材として、生物剤検知キット及び化学検知紙を次のとおり配布することとしましたので、上記と併せて、貴都道府県下の消防本部への周知をお願いします。

(1) 配布検知部材

ア 生物剤検知キット

イ 化学検知紙

※概要等は別添5参照

(2) 配布消防本部

別添6のとおり

(3) 配布日

平成19年6月下旬

(納入業者より直接消防本部へ郵送配布されます)

(4) 事務手続き等

検知部材到着後、別添7に基づく受領書を提出願います。

※別添7について、電子媒体が必要な場合は下記連絡先(担当: 築瀬)まで連絡をお願いします。

(5) その他

配布検知部材のうち、「生物材検知キット」については、今後4年間(平成19年度～平成22年度)、毎年度末に別添6にある消防本部に同数配布になります。

問い合わせ先

国民保護・防災部参事官付

救助係 皆川、築瀬

TEL:03-5253-7507

FAX:03-5253-7576

Mail: [k.yanase@soumu.go.jp](mailto:k.yanase@soumu.go.jp)